

令和4年度 第3回 大和郡山市入札監視委員会議事概要書

開催日及び場所	令和5年1月20日（金） 市役所308会議室		
出席者	委員 藏田芳樹、飯島敬子、松山猛 事務局 都市建設部長（東田）、入札検査課長（森） 課長補佐兼入札係長（西尾） 課長補佐兼検査係長（東浦） 入札係（森）		
審議対象期間	令和4年7月1日～令和4年10月31日		
抽出案件	総件数 3件	（備考） 期間内入札等件数 一般競争入札 51件 指名競争入札 10件 随意契約 19件	
一般競争入札	1件		
指名競争入札	1件		
随意契約	1件		
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問		回答
	別紙のとおり		
委員会による意見具申又は勧告の内容	特になし		

質 問	回 答
<p>(1) 一般競争入札、指名競争入札及び随意契約の執行状況について (2) 抽出案件の参加資格設定理由及び指名・選定理由について</p> <p>事務局より報告を行いました。</p>	
<p>●抽出案件No.15（団地内排水路浚渫工事(第3工区)：一般競争入札)について、参加者2者とも無効者となっています。無効となる場合の「基準」と当該案件の無効理由を教えてください。</p> <p>今回、一般競争入札51件のうち9件で無効者が発生しています。通常より多いのかわかりませんが、市として無効者が出ないような手立てはどのようなことをされているのか教えてください。</p> <p>●抽出案件No.59（市営井路住宅外壁等改修工事実施設計業務：指名競争入札)について、No.59は、No.58の入札不成立に対し、再入札されたものと考えます。 指名の要件をどのように変更されたのか教えてください。</p> <p>●抽出案件No.76（配水管布設工事美濃庄町(第1工区)：随意契約)について、No.76 随意契約の利用として、「5号」の「緊急の必要」案件とされています。 「緊急の必要」として取扱う工事はどのようなものですか。</p> <p>また、今回の案件についての入札までの経緯は理由に記載のとおりですが、施工時期が、あらかじめシャープ工場（操業）が停止するお盆時期ということが明確になっていけば、「緊急の必要」としなくてもいいのではないのでしょうか。</p> <p>結果的に、仮設排水管敷設工事をされた業者と随意契約されたのですか。</p>	<p>入札心得に基づき、入札公告の入札参加資格を満たさない場合に無効となります。今回の案件については、格付ランクの違いによる無効です。 工種がとび・土工、格付ランクCDの業者が対象でしたが、応札のあった業者はEランクであったためです。</p> <p>無効者の発生件数は過去2年平均で11件となっています。 対策として、入札心得をホームページで公開しています。</p> <p>No.58は、市発注基準に基づき、建築設計300万円未満、市内に本店を有する業者を対象に指名競争入札を実施しましたが、2者未満のため不成立となりましたので、奈良県内本店又は営業所Dランク業者（市内本店は全ランク）を対象を広げ、改めて指名競争入札を行ったものです。</p> <p>① 道路陥没等の災害に伴う応急工事 ② 電気、機械設備等の故障に伴う緊急復旧工事 ③ 災害の未然防止のための応急工事 ④ 施設等の破損又は不具合により、緊急に復旧しなければ利用者の利便性、安全性を損なう場合に行う応急工事 などです。</p> <p>シャープに敷地内の本設ルート配管場所を検討してもらっていましたが、建物の解体等の計画があるとのことで具体的な回答がいただけなかったため、水路内の仮設配管が長期にわたる可能性があり、台風等による増水で仮設管への影響が懸念されるため緊急に対応したものです。</p> <p>仮設排水管を敷設した業者と随意契約しました。</p>
<p>(3) 入札参加停止措置の運用状況について</p> <p>事務局より報告を行いました。</p>	

<p>No. 3 番ですが非公表の予定価格の情報を不正に得たとあります。停止理由はなぜ「談合等」なのか教えてください。</p>	<p>大和郡山市建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領に談合等という項目があり、公契約関係競売入札妨害の疑いで逮捕された場合、この「談合等」に含まれるものです。</p>
<p>(4) 案件抽出委員（当番委員）の指名について</p> <p> 次回の案件抽出委員は、飯島委員に決定しました。</p>	
<p>(5) その他</p>	
<p>特になし</p>	
<p>(6) 次回開催日について</p> <p> 次回開催は令和5年7月27日（予定）に開催することに決定しました。</p>	